

神奈川県労働局発表
平成 21 年 12 月 25 日

担 当	需給調整事業担当課
	課長 古沢 孝至 主任需給調整指導官 沼野 柄也 電話 045-650-2810

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

神奈川県労働局長（八田 雅弘）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第 14 条第 2 項及び同法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分労働者派遣事業主

別添の一覧表に記載のとおり

第 2 処分内容

(1) 一般労働者派遣事業主

労働者派遣法第 14 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

(2) 特定労働者派遣事業主

労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

第 3 処分理由

別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第 23 条第 1 項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第 17 条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書について、提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(許可の取消し等)

第14条

- 2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第21条

- 2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

- 第23条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

- 第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

- 第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

- 第17条 法第23条第1項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

- 第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による命令
- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

対象となる特定労働者派遣事業主一覧表

労働局名： 神奈川

① 番号	② 届出番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
1	特14-010587	有限会社GAIA	藤井 洋子
2	特14-100046	有限会社日進機工	菊地 勝美
3	特14-300180	有限会社レジェンド	栗島 康隆
4	特14-010065	株式会社システムパル	中嶋 正
5	特14-020087	株式会社電子協	垣内 重則
6	特14-300019	株式会社システムキャリア	松村 隆
7	特14-300108	株式会社クリスタルテクノロジー	小川 忠男
8	特14-300356	株式会社エーワントラスト	貞 広教
9	特14-301076	有限会社竹内工業所	竹内 公要
10	特14-301140	株式会社久強コーポレーション	長野 強
11	特14-301161	中澤塗装工業有限会社	中澤 英夫
12	特14-301226	株式会社えびなテクノス	野口 文雄
13	特14-301614	匯豊商貿株式会社	解 翼国
14	特14-302455	TATA AUTOCOMP SYSTEMS LIMITED	HEMANT MOHGAONKAR
15	特14-302841	株式会社プリズムコミュニケーションズ	前垣 博人
16	特14-302889	有限会社プラネットデザイン	秋野 昌彦
17	特14-300272	株式会社平成産業	田中 博之
18	特14-300442	株式会社ライフクリエーション	高田 美和
19	特14-300783	株式会社ケイアイティシステム	菊地 俊二
20	特14-300371	株式会社アサヒメンテナンス	小出 直樹
21	特14-301538	株式会社ビー・シーズ	戸塚 求
22	特14-301853	株式会社エール	金子 聡子
23	特14-302592	株式会社セブントラストコーポレーション	室 哲平
24	特14-300368	第一工業有限会社	森 銀次
25	特14-301065	株式会社三興産業	木下 節子
26	特14-301629	ネットセンチュリー株式会社	橋本 忠雄
27	特14-301724	ニシヤ企画株式会社	西家 正博
28	特14-010149	株式会社横浜コンピュータシステム	永田 誠一
29	特14-010181	東洋システム開発株式会社	高井 秀利
30	特14-010196	有限会社ファースト企画	根本 幹雄
31	特14-010233	株式会社シスネット	大平 哲郎
32	特14-010402	株式会社テクニカルサービス	久田 道夫
33	特14-020012	株式会社日本マーベル	伊藤 直道
34	特14-040103	アイペックス株式会社	田中 正司
35	特14-090022	有限会社三和技研興業	都甲 稔
36	特14-090070	有限会社ネックス	山村 陽一
37	特14-120029	深耕システム株式会社	武藤 敦子
38	特14-140119	エフ・アイ・イー・サービスサプライ株式会社	畑中 俊毅
39	特14-150110	株式会社オーケーサービスセン	齊藤 静夫
40	特14-150120	カボ・コーポレーション株式会社	高谷 宏
41	特14-150148	シントム株式会社	久保田 英雄
42	特14-150159	株式会社ワールドスター	吉田 良則

① 番号	② 届出番号	③ 派遣元事業主の名称	④ 代表者の職氏名
43	特14-160003	永山エンジニアリング株式会社	梁川 肇
44	特14-160017	日本テクノ工業エンジニアリング株式会社	浅間 雅宣
45	特14-300002	株式会社アキュレット	佐藤 順美
46	特14-300009	株式会社アスカ	桑山 泰子
47	特14-300216	有限会社タムラ包装	加藤 修
48	特14-300220	杉山 進	杉山進
49	特14-300249	有限会社エスケイ工業	小室久美子
50	特14-300256	株式会社ユースウェア	石田寿夫
51	特14-300283	株式会社湘栄産業	堀江健三
52	特14-300594	株式会社ディアンドシー	川口和雄
53	特14-300641	株式会社ミックサービス	関根正吾
54	特14-300879	インフロント株式会社	長岡達二
55	特14-301104	有限会社T・S・T	相馬哲